

# 四半期報告書

(第85期第1四半期)

株式会社力ネカ

E 0 0 8 7 9

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社カネカ

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	10
1 【主要な設備の状況】 .....	10
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	14
3 【役員 の 状況】 .....	14
第5 【経理の状況】 .....	15
1 【四半期連結財務諸表】 .....	16
2 【その他】 .....	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	28

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月13日

【四半期会計期間】 第85期第1四半期  
(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社カネカ

【英訳名】 KANEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅原公一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

【電話番号】 (06)6226—5169

【事務連絡者氏名】 経理部長 岸根正実

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 (03)5574—8001

【事務連絡者氏名】 総務部東京総務グループリーダー 栢野宣昭

【縦覧に供する場所】 株式会社カネカ東京本社  
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第85期 第1四半期連結累計(会計)期間	第84期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	124,454	502,968
経常利益 (百万円)	6,157	33,866
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,994	18,817
純資産額 (百万円)	273,566	267,598
総資産額 (百万円)	462,424	452,620
1株当たり純資産額 (円)	784.54	767.68
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	11.74	55.10
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	11.73	55.09
自己資本比率 (%)	57.7	57.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,323	39,418
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,111	△34,988
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,591	△4,433
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	20,718	21,988
従業員数 (名)	7,509	7,498

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

### 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、下記の会社を設立し、関係会社（連結子会社）といたしました。

(名称) (株)ソーラーサーキットの家 (住所) 横浜市鶴見区

(資本金) 80百万円 (主要な事業の内容) 建築工法のライセンス及び建築資材の販売

(議決権に対する提出会社の所有割合) 55%

(関係内容) ・ 役員の兼任等…当社従業員：14名

・ 資金援助…有

・ 営業上の取引等…当社の製品の販売を行っております。

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	7,509[1,045]
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[ ]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

#### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	3,245
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
化成品	23,311
機能性樹脂	20,130
発泡樹脂製品	14,680
食品	15,197
ライフサイエンス	9,990
エレクトロニクス	10,998
合成繊維、その他	7,497
合計	101,806

(注) 1 生産金額は売価換算値で表示しております。

2 連結会社間の取引が複雑で、セグメント毎の生産高を正確に把握することが困難なため、概算値で表示しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

主として見込み生産です。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
化成品	26,104
機能性樹脂	20,919
発泡樹脂製品	18,305
食品	31,034
ライフサイエンス	9,998
エレクトロニクス	11,169
合成繊維、その他	6,921
合計	124,454

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
三井物産株式会社	12,765	10.26

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、新興国や資源国を中心とした景気の拡大はあるものの、米国金融システム不安の再燃により先行きに対する不透明感が強まってきており、歯止めのかからない資源価格の高騰やそれを背景とした企業の投資意欲の減退、節約志向からの消費の抑制など、後退局面に入っていることが窺われ、全般に安定感を欠く展開となりました。

わが国経済も、輸出は堅調に推移するものの、企業収益の伸び悩みや設備投資の鈍化、生産の停滞など、景気にかげりが生じ弱含みの推移となりました。

このような経済情勢のなか、当社グループは、経営方針の実現に向けた3つの変革（「事業構造」「研究開発」「人材」）を強力に進めるべく、重点戦略分野への経営資源の投入、成長のドライビングフォースとなる新事業の創出やグローバル展開の強化に加え、既存事業については競争力の強化とコスト改善や価格修正などによる収益力の改善に取り組んでまいりましたが、想定を上回る原燃料価格の高騰や為替の影響に加え、景気低迷や市場構造の変化による需要の減退など急激な環境変化の影響を大きく受ける結果となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の連結業績は、売上高が1,244億5千4百万円、営業利益が52億8千6百万円、経常利益が61億5千7百万円、四半期純利益が39億9千4百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、次のとおりであります。

#### ① 化成品事業

塩化ビニール樹脂は、アジア市況が堅調に推移しました。塩ビ系特殊樹脂については、アジア地域は堅調に推移しましたが、米国の住宅市場低迷の影響を受け、採算は低下しました。か性ソーダは、需給が締まり、総じて堅調に推移しました。販売価格については、原燃料価格の高騰を受け修正に注力し、採算の維持に努めました。

以上の結果、当セグメントの売上高は26,104百万円、営業利益は1,410百万円となりました。

#### ② 機能性樹脂事業

モディファイヤーについては、米国の住宅向け販売が不振であったことに加え、欧州やアジア地域での販売数量も伸びませんでした。一方、変成シリコーンポリマーは、国内は減少しましたが、欧米での販売数量が増加しました。当セグメントは、原燃料価格高騰の影響を大きく受けました。

以上の結果、当セグメントの売上高は20,919百万円、営業利益は1,615百万円となりました。

#### ③ 発泡樹脂製品事業

原燃料価格が高騰を続ける中、販売価格修正やコスト改善に取り組み、発泡スチレン樹脂・成型品については収益性を改善し、押出發泡ポリスチレンボードは収益を維持しました。一方、ビーズ法発泡ポリオレフィンについては、コスト改善に取り組みましたが収益性は悪化しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は18,305百万円、営業損失は329百万円となりました。



④ 食品事業

主力の製パン・製菓業界の市況は低調に推移する中、差別化商品の拡販や不採算製品の見直しを図るとともに、原料油脂および乳原料価格の急騰を受けて価格修正やコストダウンに注力した結果、売上高は増加し、収益も改善しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は31,034百万円、営業利益は679百万円となりました。

⑤ ライフサイエンス事業

医療機器は販売が順調に拡大しました。また、医薬バルク・中間体は、前年同期と比べ、販売が伸びました。機能性食品素材は、事業構造改革の効果により業績は改善しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は9,998百万円、営業利益は1,510百万円となりました。

⑥ エレクトロニクス事業

太陽電池は、欧州の旺盛な需要により増収増益となりました。超耐熱性ポリイミドフィルムは販売数量は増加したものの、競争激化により液晶関連製品の収益性が悪化しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は11,169百万円、営業利益は929百万円となりました。

⑦ 合成繊維、その他事業

合成繊維については、原料価格が高騰を続ける中、高付加価値品の生産、販売に注力するとともに、採算の改善を図るべく価格修正にも取り組みました。

以上の結果、当セグメントの売上高は6,921百万円、営業利益は1,084百万円となりました。

所在地別セグメントの状況は、次のとおりであります。

① 日本

原燃料価格や原料油脂価格高騰に対応した販売価格修正は進展しているものの、十分な収益確保には至らず、エレクトロニクスの競争激化に加え、輸出関連事業がドル安円高の影響を受けました。

以上の結果、当セグメントの売上高は100,392百万円、営業利益は6,012百万円となりました。

② その他の地域

欧州を中心とした太陽電池の旺盛な需要は続いているものの、米国住宅市場低迷による需要減の影響は大きく、モディファイヤーを中心として米国での事業は低調な販売となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は24,061百万円、営業利益は682百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは換算差額を含めて1,270百万円の流出となりました。また、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は20,718百万円となりました。

区分毎の概況は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業活動による資金の増加は、6,323百万円となりました。

その主な内容は、税金等調整前四半期純利益6,157百万円、減価償却費6,421百万円、売上債権の減少1,426百万円等による資金の増加と、たな卸資産の増加4,505百万円、仕入債務の減少670百万円、法人税等の支払額3,906百万円等による資金の減少であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資活動による資金の支出は、6,111百万円となりました。

その主な内容は、合成繊維製造設備生産能力増強工事等の有形固定資産の取得による支出5,403百万円等であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務活動による資金の支出は、1,591百万円となりました。

その主な内容は、配当金の支払額2,722百万円、短期借入の実施による収入1,477百万円等であります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更又は新たな発生はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」）を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### ① 基本方針の内容

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかし、当社株式に対する大規模な買収行為が行われる場合には、株主に十分な情報提供が行われることを確保する必要があると考えます。また、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう敵対的かつ濫用的買収が当社を対象に行われた場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、必要・適正な対応策を採らなければならないと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上策として、以下の方針に沿って取り組んでおります。

○多角経営を基本に、高成長・高付加価値事業群と安定収益事業群を複合化しながら、高成長・高収益を実現する。

○経営資源を成長分野に重点投入するとともに、継続的なコスト改善活動により利益率の向上に取り組む。

○経営の推進力を「次の成長分野を睨んだ研究開発」、「海外事業展開の一層の強化」とこれらの共通の土台となる「高い目標に積極果敢に挑戦する人材」に置く。

また、当社では、当社グループの中期的に目指す将来像を、「差別化力のあるオリジナルな技術を武器として、高い成長性が見込まれる分野で多角的に事業を展開し、社会的に有用な新しい価値を提供し続けることで、その存在をグローバルに認知された企業グループ」と描き、その実現に向け、平成18年度からの3ヶ年に亘る中期計画を推進してまいりました。

さらに、昨今の当社を取り巻く事業環境が激変する中で、平成20年度から始まる新たな中期計画では、「技術立社」を高く掲げ、「質的変革」を追求し、事業と人の成長による企業価値の向上を目指して、以下を重点項目として経営諸施策を遂行してまいります。

○技術を経営の根幹に置き、経営方針と技術戦略を一体化させ、技術が成長をけん引する企業を目指す。

○「事業構造の変革」、「研究開発の変革」及び「人材の変革」の3つの質的変革を成し遂げる。当社の技術の強みを認識し、成長分野で当社として先端事業と位置付けるものを大きく伸ばす事業構造に変革する。さらに、オリジナリティーのある技術を確立し、スピードと実現力のある研究開発の変革と、変革を実現するチャレンジ精神豊かな人材の変革を実現する。

○当社の得意技術が活かせる機能性樹脂分野、エレクトロニクス分野、ライフサイエンス分野を重点戦略分野として、引き続き重点的に経営資源を投入していく。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます）を、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。本プランの概要は以下のとおりであります。

イ. 本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます）を対象とします。

ロ. 当社の株券等に対する大規模買付行為を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続（以下、「大規模買付ルール」といいます）を予め定めておいて、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主の皆様に対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保します。

ハ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対して新株予約権の無償割当等の対抗措置を取ることがあります。

- ニ. 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対し、対抗措置の発動の可否を諮問します。対抗措置の発動の可否は、当社取締役会の決議によりますが、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ホ. 本プランの有効期間は、導入の日から3年経過後に最初に招集される定時株主総会終結の時までとします。

#### ④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、前号の取組みが、本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位を維持するものでないこと、という三つの要件に該当すると判断しております。その理由は、以下に記載するとおりであります。

- イ. 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。
- ロ. 本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されたものです。
- ハ. 本プランの有効期間は導入の日から3年経過後に最初に招集される定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意思を重視するものであります。
- ニ. 当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、社外監査役、社外有識者から構成される特別委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。このように特別委員会によって当社取締役の恣意的行動を厳しく監視し、その勧告の概要及び判断の理由等は適時に株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。
- ホ. 本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置が合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。
- ヘ. 大規模買付者が出現した場合には、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者専門家の助言を得ることができるとされており、特別委員会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。
- ト. 本プランは、当社株主総会で廃止することができるとされており、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は4,276百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当第1四半期連結会計期間での重要な変更はありません。

(2) 当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画及び重要な設備の除却計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	350,000,000	350,000,000	東京(市場第一部)、大阪(市場第一部)、名古屋(市場第一部)各証券取引所	—
計	350,000,000	350,000,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	54
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成19年9月11日～平成44年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 1 発行価格 884 資本組入額 442
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

- 2 ①新株予約権者は、平成19年9月11日から平成44年9月10日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。
- ③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 3 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式といたします。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記（注）1に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。
- ⑧新株予約権の取得事項  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができます。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件  
上記（注）2に準じて決定します。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	350,000	—	33,046	—	34,821

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、J Pモルガン信託銀行株式会社他1社から平成20年6月20日付けで大量保有報告書の提出があり、平成20年6月13日現在で、以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
J Pモルガン信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号東京ビルディング	—	—
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号東京ビルディング	26,704	7.63

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,670,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 338,295,000	338,295	—
単元未満株式	普通株式 2,035,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	350,000,000	—	—
総株主の議決権	—	338,295	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が723株含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カネカ	大阪市北区中之島 三丁目2番4号	9,670,000	—	9,670,000	2.76
計	—	9,670,000	—	9,670,000	2.76



## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	728	820	797
最低(円)	620	704	693

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価であります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役 専務執行役員	経理部・財務部・情報システム部・総務部・関連会社支援部担当兼IR担当	取締役 専務執行役員	経理部・情報システム部・総務部・関連会社支援部担当兼IR担当	島崎 節夫	平成20年6月30日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,328	20,379
受取手形及び売掛金	112,159	113,224
有価証券	1,707	1,907
商品及び製品	43,653	42,880
仕掛品	10,614	9,436
原材料及び貯蔵品	22,568	18,996
その他	12,384	12,062
貸倒引当金	△461	△448
流動資産合計	221,954	218,439
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	51,827	51,626
機械装置及び運搬具（純額）	69,448	68,924
その他（純額）	43,112	40,064
有形固定資産合計	※1 164,387	※1 160,615
無形固定資産	2,160	2,822
投資その他の資産		
投資有価証券	57,766	53,506
その他	16,451	17,535
貸倒引当金	△297	△298
投資その他の資産合計	73,920	70,743
固定資産合計	240,469	234,181
資産合計	462,424	452,620

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	67,718	67,921
短期借入金	23,712	22,020
未払法人税等	3,249	4,946
引当金	—	107
その他	43,040	39,186
流動負債合計	137,720	134,182
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	16,930	17,207
退職給付引当金	17,934	18,218
引当金	232	234
その他	6,040	5,179
固定負債合計	51,137	50,840
負債合計	188,858	185,022
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	33,046	33,046
資本剰余金	34,836	34,836
利益剰余金	196,819	194,740
自己株式	△9,023	△9,017
株主資本合計	255,679	253,607
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,962	10,625
繰延ヘッジ損益	3	3
為替換算調整勘定	△1,649	△2,974
評価・換算差額等合計	11,315	7,655
新株予約権	47	50
少数株主持分	6,523	6,285
純資産合計	273,566	267,598
負債純資産合計	462,424	452,620

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月 30日)
売上高	124,454
売上原価	95,533
売上総利益	28,921
販売費及び一般管理費	※1 23,634
営業利益	5,286
営業外収益	
受取配当金	576
為替差益	830
その他	294
営業外収益合計	1,700
営業外費用	
支払利息	306
固定資産除却損	310
その他	213
営業外費用合計	829
経常利益	6,157
税金等調整前四半期純利益	6,157
法人税、住民税及び事業税	2,472
法人税等調整額	△362
法人税等合計	2,109
少数株主利益	53
四半期純利益	3,994

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	6,157
減価償却費	6,421
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△546
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4
受取利息及び受取配当金	△655
支払利息	306
持分法による投資損益 (△は益)	8
固定資産処分損益 (△は益)	209
売上債権の増減額 (△は増加)	1,426
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,505
仕入債務の増減額 (△は減少)	△670
その他	1,611
小計	9,769
利息及び配当金の受取額	673
利息の支払額	△213
法人税等の支払額	△3,906
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,323
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△5,403
無形固定資産の取得による支出	△259
投資有価証券の取得による支出	△377
投資有価証券の売却による収入	93
関係会社株式の取得による支出	△39
貸付けによる支出	△10
貸付金の回収による収入	100
その他	△214
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,111
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,477
長期借入れによる収入	22
長期借入金の返済による支出	△236
リース債務の返済による支出	△139
配当金の支払額	△2,722
少数株主への配当金の支払額	△19
少数株主からの払込みによる収入	36
自己株式の取得による支出	△10
自己株式の売却による収入	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,591
現金及び現金同等物に係る換算差額	109
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,270
現金及び現金同等物の期首残高	21,988
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,718

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、(株)ソーラーサーキットの家は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 53社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は僅少であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、営業利益は21百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ29百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロまたは残価保証額として算定する方法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものとしてリース資産を計上する方法によっております。これにより、従来の方法に比べ、リース資産が有形固定資産その他に1,134百万円、無形固定資産に64百万円計上されております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を一部省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 なお、一部の連結子会社では、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。
4. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加減算項目や税額控除項目のうち、僅少なものを省略する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
重要な減価償却資産の減価償却の方法	当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より、一部の固定資産について耐用年数を変更しております。これにより、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ75百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 452,464百万円 2 偶発債務 保証債務 連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する保証 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 236百万円 連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する経営指導念書等 TGA ペーストリーカンパニー Pty.Ltd. 245百万円 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 169百万円 受取手形裏書譲渡高 162百万円 受取手形割引高 775百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 445,957百万円 2 偶発債務 保証債務 連結会社以外の会社及び連結会社における顧客等の銀行等よりの借入に対する保証 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 222百万円 連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する経営指導念書等 TGA ペーストリーカンパニー Pty.Ltd. 173百万円 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 153百万円 受取手形裏書譲渡高 151百万円 受取手形割引高 745百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 主要な費目及びその金額 荷造運搬費 6,253百万円 給料及び賃金 3,994百万円 退職給付引当金繰入額 577百万円 研究開発費 4,276百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)
現金及び預金 19,328百万円 有価証券 1,707 〃 預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△317 〃</u> 現金及び現金同等物 20,718百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	350,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	9,680,907

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 47百万円 (提出会社 47百万円)

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,722	8	平成20年3月31日	平成20年5月28日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	化成品 (百万円)	機能性 樹脂 (百万円)	発泡樹脂 製品 (百万円)	食品 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	エレクトロ ニクス (百万円)	合成繊維、 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	26,104	20,919	18,305	31,034	9,998	11,169	6,921	124,454	—	124,454
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	814	101	58	3	—	—	1,606	2,583	(2,583)	—
計	26,919	21,020	18,364	31,037	9,998	11,169	8,527	127,038	(2,583)	124,454
営業利益又は 営業損失(△)	1,410	1,615	△329	679	1,510	929	1,084	6,900	(1,613)	5,286

(注) 1. 事業区分は製品の種類、用途、製造方法、市場の類似性並びに製造過程における相互関連性、開発の基盤共通性を総合的に判断し、取り決めております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 化成品事業・・・塩化ビニール樹脂、塩ビコンパウンド、か性ソーダ、塩化物、塩ビ系特殊樹脂
- (2) 機能性樹脂事業・・・モディファイヤー、変成シリコーンポリマー、耐候性MMA系フィルム
- (3) 発泡樹脂製品事業・・・発泡スチレン樹脂・成型品、押出發泡ポリスチレンボード、  
発泡スチレンペーパー、ビーズ法発泡ポリオレフィン、塩ビサッシ
- (4) 食品事業・・・マーガリン、ショートニング、高級製菓用油脂、パン酵母、香辛料
- (5) ライフサイエンス事業・・・医薬品(バルク・中間体)、機能性食品素材、医療機器
- (6) エレクトロニクス事業・・・超耐熱性ポリイミドフィルム、液晶関連製品、複合磁性材料、巻線、太陽電池
- (7) 合成繊維、その他事業・・・アクリル系合成繊維(カネカロン)、エンジニアリング業務

3. 会計処理の方法の変更

- ・「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、機能性樹脂事業が21百万円、発泡樹脂製品事業が△1百万円、合成繊維、その他事業が1百万円減少し、営業利益が同額増加しております。

4. 追加情報

- ・重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より、一部の固定資産について耐用年数を変更しております。これにより、従来の方法に比べ、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、化成品事業が△1百万円、機能性樹脂事業が4百万円、発泡樹脂製品事業が0百万円、食品事業が25百万円、ライフサイエンス事業が△6百万円、エレクトロニクス事業が50百万円、合成繊維、その他事業が1百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

## 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	100,392	24,061	124,454	—	124,454
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,608	2,092	7,700	(7,700)	—
計	106,000	26,154	132,155	(7,700)	124,454
営業利益	6,012	682	6,694	(1,407)	5,286

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域について「北米」「欧州」「アジア」に区分しておりますが、全セグメントの売上高の合計に占めるそれぞれの地域の割合が10%未満であるため「その他の地域」として一括して記載しております。

(1) 国又は地域の区分の方法……地理的近接度によります。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

その他の地域 北米……米国

欧州……ベルギー

アジア……マレーシア、シンガポール

2. 会計処理の方法の変更

・「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、その他の地域が21百万円減少し、営業利益が同額増加しております。

3. 追加情報

・重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に耐用年数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より、一部の固定資産について耐用年数を変更しております。これにより、従来の方法に比べ、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、日本が75百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

## 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	18,735	9,017	14,663	4,458	46,874
II 連結売上高(百万円)					124,454
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.1	7.2	11.8	3.6	37.7

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法……地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

アジア……中国、韓国、台湾

北米……米国、メキシコ

欧州……ベルギー、英国

その他の地域……アフリカ、オセアニア

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動は認められません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動は認められません。

(ストック・オプション等関係)

当四半期連結会計期間においてストック・オプションの付与はありません。また、当四半期連結会計期間において、ストック・オプションの条件変更はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	784円54銭	1株当たり純資産額	767円68銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	11円74銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11円73銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益金額(百万円)	3,994
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,994
普通株式の期中平均株式数(千株)	340,327
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
普通株式増加数(千株)	54
(うち新株予約権(千株))	(54)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月12日

株式会社カネカ  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 浩 一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 義 敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カネカの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カネカ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年8月13日

**【会社名】** 株式会社カネカ

**【英訳名】** KANEKA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 菅原公一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役専務執行役員 島崎節夫

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区中之島三丁目2番4号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社カネカ東京本社  
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長菅原公一及び当社取締役専務執行役員島崎節夫は、当社の第85期第1四半期(自平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。